

2023年度（令和5年度）第1回逗子市景観審議会 会議録

日時：2023年8月24日（木）

9時30分～11時30分

場所：市役所5階 第4会議室

議 題

1. 開 会

2. 議 題

- 1) 景観まちづくり推進事業のスケジュールの確認
- 2) 進行管理手法の検討
ー地域特性等に応じた景観形成ー
- 3) 景観審議会自主勉強会の報告
- 4) 「まちなみデザイン逗子」における普及啓発活動の報告
- 5) 今後の景観行政について

3. 閉 会

出席者 鈴木会長 水沼委員 菅委員 日高委員 石渡委員 伊藤委員
小山委員 杉山委員 田沼委員

欠席者 田邊委員

事務局 石井環境都市部長 青柳次長 三澤課長 坂本副主幹 兼子主事

傍聴者 0名

【三澤課長】 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。これより2023年度（令和5年度）第1回逗子市景観審議会を開催いたします。

本日は1名遅延されておりますが、逗子市景観条例施行規則第27条第2項の規定により、過半数の出席があるため会議が成立していることを御報告申し上げます。

また、審議会を開催するに先立ち、会議の公開及び議事録の作成について報告いたします。本日の会議も原則公開となっております。傍聴希望者がいる場合は入室を認めていますので、御了承ください。会議録については反訳会議録を作成いたしますので、会議を録音させていただき、後日作成させていただきます。その後、ホームページ等での会議録を公開いたしますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、鈴木会長に議事を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【鈴木会長】 皆さん、おはようございます。それでは、令和5年度第1回逗子市景観審議会を始めたいと思います。

事務局から本日の議題について説明をお願いします。

【兼子主事】 それでは、本日の議題について説明します。お手元の次第にあるとおり、議題1として景観まちづくり推進事業のスケジュールの確認、議題2として進行管理手法の検討、議題3として景観審議会自主勉強会の報告、議題4として「まちなみデザイン逗子」における普及啓発活動の報告、議題5として今後の景観行政について、以上が本日の議題となります。

【鈴木会長】 それでは、早速ですが、議題1の資料説明をお願いできますでしょうか。

【兼子主事】 それでは、議題1の景観まちづくり推進事業のスケジュールについて説明します。資料1を御覧ください。

7月14日に完成現場見学会を行いました。審議会の日程としては、本年度は本日で1月に開催する予定です。今年度の議題に関しては、進行管理方法の検討と確定、市の公共施設景観整備基準の検討の開始ほか、審議会の任期が来年度6月までとなっているため、今後の景観行政について意見交換を行いたいと思います。

2024年度の備考欄に記載したとおり、来年度市制70周年記念事業として景観まちづくり推進における企画を提案しており、これが採択されれば来年度、啓発活動によって事業を実施予定

です。事業内容としては、逗子文化の会と協働で、瓦版の普及啓発イベントを行うこと、また同時に、まちなみデザイン逗子の認定、普及を行うことを検討しています。

ほか定期のイベント、活動等は記載のとおりとなり、このスケジュールは審議会の開催ごとに見直しを行います。

以上で議題1の説明を終わります。

【鈴木会長】 それでは、今の説明について、各委員から御質問等あればお願いいたします。今回、今のメンバーの任期が来年の6月までです。

【三澤課長】 そうです。6月12日まで。

【鈴木会長】 ですので、今日を含め、あともう1回審議会がありますので、その中で進行管理の在り方を見直すということになりましたので、それについて確定させていくことと、今後の景観行政をどう進めていくべきかと。などについて、この2回で議論をしていくということです。

【三澤課長】 そうですね。特に市民委員の皆様方は2期4年務めていただくこととなりますので、そろそろ最終段階に入ります。なるべく今後の景観行政についてのところはフリートークということで時間を割きたいと思っていますので、前の議題を前倒しして進めたいと思います。よろしくをお願いします。

【鈴木会長】 議題1については、よろしいでしょうか。

それでは、議題2の説明をお願いします。

【兼子主事】 それでは、議題2の進行管理手法の検討の説明を行います。資料は2-1となります。

昨年度、景観計画推進プランが廃止となったため、新たな進行管理手法の検討の必要があります。こちらは前回の審議会で示したスライドです。資料の2-2は、逗子市景観計画中期実施計画の抜粋で、暮らしと景観に配慮したまちとして、景観まちづくりの推進に関する具体的な施策と3つの取組を記載しています。こちらのスライドは、これを図示したものです。本年度からは景観条例、景観計画を背景として、①の地域特性に応じた景観形成、②の景観啓発冊子「まちなみデザイン逗子」の活用、③の生垣、シンボルツリーの苗木の配布を実行する上で、項目ごとに進行管理を行っていきます。今回は①の地域特性に応じた景観形成における進行管理の説明となります。

先ほどの資料 2-2、裏面に地域特性に応じた景観形成の記載があり、そちらについてはAの景観形成手法の検討とBの公共施設の景観整備の2項目となっており、それぞれで見直しを行いました。Aの景観形成手法の検討に関しては、条例手続案件の検証を行います。Bの公共施設の景観整備に関しては、1、手続案件の検証、2、現状の協議における見直し、3、令和10年度までの工事予定案件照会を行いました。それぞれ景観審査委員会を経て竣工した案件の評価と対策、改善の検討を行うことを進行管理とさせていただきます。

こちらの説明の前に、資料 2-4 を御覧ください。最終的にはこの進行管理シートでの案件ごとの管理を検討しています。表裏の1枚のシートとなっておりまして、後程、資料 2-4 の説明を改めて行います。

スライドに戻りますと、進行管理手法を考える上で、条例手続案件と主な市の公共施設の手続フローを示します。事前相談時に景観計画ガイドラインをもとに指導し、申請書類提出後、景観審査委員会の諮問、答申を受けた景観配慮要望書を市から提出し、その後の手続を経て竣工となります。この竣工時にもう一度景観計画ガイドラインへフィードバックを行うことで進行管理をしていきます。その竣工時に現場見学会を設定し、審議会の委員の皆さんに現場確認をしていただき、意見を頂くことも含んでおります。

竣工時の景観計画、景観ガイドラインによるフィードバック手法の説明を行います。先ほどの資料 2-2 の裏面にも記載してある分類記号AからHですが、こちらは景観計画確認表の良好な景観の形成に係る基本事項の分類になります。この景観計画確認表は、資料 2-3 に添付しております。

こちらは、景観計画にも定めている方針で、審査時の提出書類の中にも含まれております。こちらが先ほどの良好な景観の形成に係る基本事項AからHまでの項目となります。

これらの項目は、建築物、敷地、建物種類といった景観形成に関わる要件を構成しております。過去の景観配慮要望書に関しては、竣工後、遵守されているかどうかの確認は継続的に行っていましたが、今回は景観配慮要望書の策定状況や、ほかの要因も具体的に分析することで、進行管理を行いたいと思います。

以降は、AからHの事項で、これまでに景観配慮要望書に上がった語句をピックアップして、その要点を記載しましたので、それぞれを手短かに説明します。

項目Aの建築物等の配置及び規模です。こちらからは、配置計画、ボリューム、圧迫感、賑

わい、連続性に関する項目が挙げられました。

項目Bの建築物等の形態意匠です。こちらからは、圧迫感、調和、魅力の創出と景観計画、景観ガイドラインの規定に関する項目が挙げられました。

項目Cは、建築物等の外観の色彩です。こちらからは、周辺環境との調和と景観計画、景観ガイドラインの基準に関する項目が挙げられました。

項目Dは、敷地内の外構及び緑化です。外構からは、修景に関する項目が挙げられました。緑化からは、潤い景観の創出、道路に対する視認性の確保に関する項目が挙げられました。

項目Eは、屋外広告物、サインです。こちらからは、歩道との関係、通行支障物、景観計画、景観ガイドラインの周知に関する項目が挙げられました。

項目Fは、屋外照明です。こちらからは、景観演出、夜間の視認性向上に関する項目が挙げられました。

項目Gは、屋外設備機器です。こちらからは修景、歩行空間に関する項目が挙げられました。

項目Hは、維持管理です。こちらからは維持管理のお願いが挙げられました。

再度シート2-4の進行管理シートを御覧ください。竣工後、案件ごとにこのような進行管理シートを作成します。表面に関しては、概要と特記事項、景観審議会における意見等を記載します。裏面に関しましては、先ほどのAからHの項目で、景観配慮要望書における要望事項を記載し、その上で問題点の整理と改善策等の考察を行います。こちらは先日の自主勉強会でも、現地見学しました磯見整形外科について、実際に配慮要望事項を記載し、分析したものになります。竣工後の案件ごとに、このようなシートを作成したいと考えております。

こういったことで問題点を整理して改善策を検討する。そして、よい事例も新規案件にて活用、窓口案内にて活用できることも想定しております。

【伊藤委員】 今御説明あった2-1の資料の中で、この赤い部分に関して、そういう意見が挙げられましたというふうに説明されましたが、それはどこで提示されているのでしょうか。

【兼子主事】 配慮要望書として出してある記載の中で挙げられた事項です。

【伊藤委員】 要するに、届出が出て、それに対して市のほうからこういう要望が出たよという、そういうことですか。

【兼子主事】 そうですね、景観審査委員会を経て諮問答申してから、事業者に要望を出したものです。

【伊藤委員】 出したときの、そのところで各項目についてこの様なものが出たんだよということですか。

【兼子主事】 はい。

【伊藤委員】 分かりました。

【兼子主事】 よろしいでしょうか。それでは、公共施設の景観整備基準に関する見直し事項の2点目を説明します。

資料2-5に関しましては、公共施設の整備等に係る景観配慮についての協議フロー図となります。こちらは年に一度、庁内で周知している書類の一部になります。このスライドにもフローの概略を示しました。このように計画の初期の段階で事前相談を行うように各課で周知しているところですが、実際には実施設計が終わった段階で案件の提示があることが多く、柔軟な調整ができないので、今後は計画初期の段階で景観計画、景観ガイドライン内容をもとにした地域特性への配慮を周知できるようにしたいと思っております。

また、公共施設の整備基準を検討する上で、庁内で令和10年度までの市の工事予定照会を実施しました。条件は、市が自ら設置し管理するもので、新設及び中規模・大規模、大規模改修計画等予定があるもの、また公共建築物、道路、橋梁、河川、法面、擁壁、公園、港湾等で景観に資する整備計画となるものです。

こちらは照会結果です。資料2-6にも同じ資料を添付しました。こちらの水色表示のあるところは、今後景観審査委員会において協議予定のものとなります。これらに関しては、初期の段階から協議を行って、景観計画ガイドラインを見直す中で、地域特性への配慮等の周知を行っていく予定でおります。

先ほどお示ししましたが、公共施設に関しても景観審査委員会を経た案件は、竣工後、先ほどの資料2-4の進行管理シートを作成していく予定でおります。こちらの蓄積を整理、分析した上で、公共施設の景観整備基準の検討を行います。

以上で議題2の説明を終わります。

【鈴木会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、各委員から御意見、御質問等あればお願いします。

【菅委員】 進行管理手法を検討するのは、ある意味PDCAサイクルみたいな考え方で、基本的にはいいと思うんですけど、ちょっとよく分からないのは、景観計画確認表というもので、

先ほど詳しく御説明あったところですね、資料の2-3。これって、協議フローのどこで使うのが全く示されていないので、どこで誰がこれを使うのかというのは、まず質問したい。これが結局、景観基準が定められていますよね、景観計画で各地区ごとに。それとの関係とか、それからあと、進行管理シートとの関連というのが全く読めないなので、どういう関係になっているのか。その辺りをちょっと御説明いただきたい。

【鈴木会長】 説明をお願いします。

【三澤課長】 具体的に言うと、この資料2-3の景観計画確認表、これは住宅地用だけ載せていますけど、これについては3シートあって、さらに重点地区の2シートがあるので、5シートあるということになります。これをもとに、開発計画の事業者が、この基本事項と方針をもとに、記述式でこの工事における配慮した項目を書いてもらうということで、それを受けて景観審査委員会のほうで個別審査しているという、そういうフローになります、基本的には。先ほど兼子が説明したこの分類に応じてA、B、C、D、E、F、Gとつけていますが、それについての適合状況を、今までもやってきてはいるのですが、やはり深いところまでいけてなくて、実際景観計画もフィードバックしてこられなかったというところがありますので、今後は、せっかく蓄積されたものもありますし、昨年一部ちょっと見直しをこの審議会でもお願いして御承諾いただきましたけど、もうそろそろこれを全体的に見直す必要性が出てきていると思いますので、それを改めてしっかり検証して、一回フィードバックしてという流れを再度御報告させていただいたという流れです。

【菅委員】 分かりました。事業者が作成するということですね。

【鈴木会長】 そのほかにかがでしょうか。

【小山委員】 質問ですが、今の公共施設の工事予定、これからのを予定見ると、消防団の詰所も建て替えというのがとても多いのですが、ちょっと過去のことについてお伺いしたいんですが、私がこの委員になる前のことなので分からないんですが、桜山の8丁目、六代御前の近くにあるすごく古い木造の消防団の建物を、きれいにコンクリに建て替えたと思うんですね。ただ、ものすごく古くて広かったけれど、あそこは消防団の詰所だけじゃなくて、地域の避難所か何かも兼用していたので、建て替えに当たってはたしか地域からも、単なる消防団の詰所にしてしまったら、この地区の避難所はどうなるんだという反対意見が結構上がったはずだったんですが、それに関してはこの整備基準のこの左側の、事前相談、協議書何とかという、こ

こをちゃんと通って、そういう反対基準、反対意見があっても、なおかつ押し切ってしまったのか、あるいは消防団というのは消防総務課の管轄になりますが、そういう避難所だとまた管轄が違うと思うのですが、その辺の課と課のやりとりは、そういうすみ分けというか、裏側のことを、過ぎたことなんですけど、お伺いできたらと思います。

【三澤課長】 機能面については、正直景観の範疇ではないです。ですから、その建物にどういう機能を設けるかということについては、景観のほうのジャッジじゃないということですね。ただ、あの建物については、反省点として、歴史的景観保全地区であるにもかかわらず鉄筋コンクリートの箱型の建物が建ったということについては、やはり景観協議のタイミングが遅かったのではないかなという反省点を踏まえて、もう少し初期の段階から景観に対する配慮を求めていくことが必要だというふうに考えております。

【小山委員】 そうしますと、機能については全く、例えば今現在ある機能をどうするかとか、そういうことについては景観としては関与しないということなんですね。

【三澤課長】 そうですね、はい。

【鈴木会長】 事前に恐らく地域の団体と協議したりという、そういうプロセスはもともとの所管する課がやる。それで建て替えが決まった後のプロセスの中で、建て替えか改修か分かりませんが、景観面での配慮については、この手続によってやっていくということで、役割分担としては分かれているということになりますよね。

【小山委員】 地域に知らされるのって、すごく遅い、一番密接に関係するのに、地域が知らされるのがすごく後なので、もうそれからいろいろ意見を言ってもしょうがないということになってしまいますよね。

【三澤課長】 それはその後、機能のお話ですよ。

【小山委員】 機能…機能もそうですが、先ほどおっしゃられた無機質なコンクリートということについても同じ時点で知らされるわけですよ。

【三澤課長】 今回公共施設ですけど、公共施設以外の部分、民間施設についても、景観の手続としては、景観上いわゆる、確かに基本設計の段階というよりも、かなり実施設計の段階での協議がきているということなので、地域の住民にお知らせするタイミングというのも、正直微調整にとどまる範囲での計画協議ということにはなってしまうんですね、今のところ。いわゆる景観法に基づく条例なので、法律自体が30日前までに届出をなさいという規定になって

ます。法律の立て付け自体が。だから、なかなか、何もない、真っさらな状態から協議してくださいというのは、公共工事はできるんです。民間事業に対してそこを求めることは、ちょっと立て付け上難しいかなと。

【小山委員】 これは民間のじゃないですよ。

【三澤課長】 これは民間じゃない。だから、その辺をもうちょっと改善したいというのが今回の提案ということになるんですが、建物をどう使うかということについては、そこは景観の範疇じゃないので、そこはもちろん所管課のほうできっちり情報提供ですとかはするべきだと思いますね。

【小山委員】 そこでもし市民が関われるとしたら、どういう関わり方ができるんですかね。

【三澤課長】 消防団に関しては、正直、どういうプロセスを経てあんなったのかというのは、我々も管理、正直把握してないんですね。ただ、ある程度、例えば今回、東逗子の複合施設の検討だとかいうのを進めていますけど、あれについては既に市民を入れてワークショップをやってますし、物によって変えるのもどうなのかなとは思いますが、そういったプロセスを経ている事業もあるということです。

【小山委員】 ありがとうございます。

【水沼委員】 いいですか。すみません。基本的にこの手法、フローについても大変よく、分かりやすくできていると思うんですね。私、審査委員会のほうもさせていただいて、いろいろ今までの蓄積をもとに、分かりやすく項目出しをしていただいているので、どんなことが今までポイントになっているのかということも、大変分かりやすくなっているのかなと思いました。それに基づいて、この進行管理シートというのが作成されるということなんですが、この進行管理シートというのは、どんなふうにもその先使われるものなのかということでしょうかね。公開性というんでしょうかね、それはどうなっているのかを教えてください。例えば、こういうものができていくと思えばよろしいですよ。この今日お示しいただいたようなものが一つの事例ですよ。これは一般に見ることができるものになると思ってよろしいでしょうか。それをなぜ聞くかということ、これがあることによって事業者には大変、こういうサイクルでちゃんと検証されているんだということが伝わって、ある意味で逗子の景観の施策の在り方みたいなものを知ってもらいたい機会、きっかけになるんじゃないかなと思って、そういう質問をさせていただいています。

【三澤課長】 ある意味、これは工事カルテみたいなものになるのですが、公開の有無については、正直考えていませんでしたので、それは御意見として頂戴いたしまして、そういうことも確かに可能なのかなど。個人情報に配慮した上で、可能なのかなどは考えます。

【鈴木会長】 多分、最終的にはこれ詰めておかないと、例えば情報公開請求となったときに、出す、どういう扱いになるかとか、そういったことも考えておく必要はあるのじゃないか。例えば景観の面で紛争が起きたときに、事後で検証したら、どういう扱いがされたのかということを確認するための資料として、公開請求されることもあり得ますけども。なかなか難しいところではあると思います。別の自治体でこういうような検証する調査をやったことがあるんですけども、それについては期間限定して、いつからいつまでのものを調査するけれども、一般には公開しないという前提でやったことはあります。そこら辺が、最後、ちゃんと考えておく必要があるのかなと思いますけど。

【菅委員】 少なくとも事業者、工務店だったり、あるいは所有者にはフィードバックすべきだと思うんですね。というのは、確認表の中に維持管理という項目が入っていますよね。これ、竣工したばかりで、この前の計画したときのシートですよ。そうすると、その後の維持管理ということをどう考えていくのか、その中で、例えば改善すべきことがあればしていくとか適切なフォローを推奨していく面でも、所有者にはこういうふうに評価してますというのを、実際に提示すべきではないかなという気はしますね。あまりほかの自治体でもしてないですよ。

【鈴木会長】 そうですね。

【菅委員】 審査終わったら終わりっぱなしというのがほとんどなので、そういう面では何か、何らかフィードバックの仕組みを。一般的な公開というのは、やっぱりいろいろ問題があると思うんだけど、所有者そのものには、やっぱりあなたの建物、こういうふうに評価されてます、あるいはこういうところをもうちょっとやると、もっとよくなりますということが分かるようにするというのがいいんじゃないかなという気はしますね。

【三澤課長】 それはとてもいい提案だと思いますので、確かに今後の維持管理、しっかりしてくださいという意味でも、何か効果的だと思いますので、そちらについては取り入れる方向で考えていきたいと思います。

【鈴木会長】 ほか、いかがでしょうか。

【石渡委員】 今のなんですけれどね、公開は個人の資産にどれだけ踏み込めるかということになってくると思いますので、その辺はなかなか難しいのかなと思いますけど、これは毎年作っていくんですか。いつ頃までやるような計画にするんですか。

【三澤課長】 いや、これはもう延々と続ける。

【石渡委員】 延々やるんですか。

【三澤課長】 案件が出てきて初めてできることなので、物件が出て初めてできる。

【石渡委員】 これ、延々やるとしてね、こういうふうにやっていくと、非常に劣化していくわけですよ。これね。だんだん、ものがね。そして提案していきますよという、金銭的にもまちづくりとしてはなかなか大変だろうと思うんですよ。こういうのというのは、金銭的な補助とか、そういうものまで考えていく。

【三澤課長】 所有者に対してですか。そこまでは今のところは考えてません。

【石渡委員】 将来的にやっぱり古くなってくれば、立木もそうですけど、維持なんかするのに立木なんかを切ったりすると、1本10万円かかりますよとかというふうに、すぐ言われるんですけど、こういうふうになってきたときに、提案をしました、できませんというのでは、なかなか難しいですよ。

【鈴木会長】 どの時点で振り返るかという、特に住宅は竣工してすぐに外構まで全部やらないケースというのもあったりするんで、そこは難しいとは思いますが。大体、年度の終わりぐらいにまとめて調査してというイメージですか。

【三澤課長】 手続的にも、やっぱり景観審査委員会の皆さんにも今回、後で報告しますが、樹木を確認してもらったということもありますので、タイミング的にはどうしても1年後とか、それ以降になる可能性がありますし、むしろそのほうがいいと思うんですね。逆に、一定期間経過した後のほうが効果もあるし、検証もこちらもしやすい。できたばかりよりも、1年経過してどうだったのかということは、評価の裏りがあるんじゃないかなと思いますので、タイミング的にはそうなるかと思います。

【鈴木会長】 あとは審議会のほうにも一応報告という形なのですか。

【三澤課長】 はい。今後の進行管理としては、その案件もタイミングが本当にまちまちなので、なかなかこのタイミングでということなかなか難しいんですけど、今後の審議会にもこのプロセスだとかというのも報告して、御意見をいただきたいなというふうに思ってます。

【鈴木会長】 大体年に一度、何件審査して、どういう問題があったかというのを報告する自治体は、まあまああるとは思いますが。ないところもあります。

【三澤課長】 でも、過去、少なくとも3件ぐらいはありますし、多いときは6件とか、年間ですね。

【鈴木会長】 その他いかがでしょうか。

【小山委員】 質問で、ちょっとずれちゃうかもしれないんですけど、公開性という意味では、私、逗子に越してきて「広報ずし」を毎月見たときに、建築確認申請か何か出ていますよね。今こういうところにこういうものが建築中ですよという。もちろん個人のお宅の場合は、個人情報伏せてありますけど、あれが載っているんで、ちょっと驚きました。あれはこういうものが建っているから周りの方々は、ちゃんと見てくださいという意味なんですか。公開性という意味では、ここの関係で、教えていただきたいんですが。

【三澤課長】 よく見ていただいて、ありがとうございます。あれは半年に一回、このいわゆる3条例の手続を経たもの、経て、3条例の手続をしている最中のもの、工事中のものまでも一応公開して、皆さんにお知らせしているということなので。目的はと言われると、こういう事業が行われていますので、手続中なので、手続中に公聴会だとか何か意見を言えるタイミングもありますし、あるいは工事中も、工事上のトラブルですとか、そういったものも一応市が指導できることになっていますので、近隣での工事についても、御迷惑になるようなことがあれば、市に問合せしていただいて、対応するということができるとのことです。

【小山委員】 そういう意味だったのですね。ありがとうございます。

【鈴木会長】 よろしいでしょうか。それでは、この進行管理手法の検討については、次回も審議するということがよろしいでしょうか。

【三澤課長】 こちらについては、貴重な御意見もいただきましたので、ある程度御理解いただければ、淡々と進めていくのかなというように考えています。

【田沼委員】 今、審議ということで、正直、審査委員会と審議会のすみ分けが何か今、ホームページとかを見ても、審査会のほうの表現というのは出ているんですけど、審議会についてというのはあまり出てなくて、全部竣工終わった後に勉強会、進行管理という部分の中で、その進行管理の中でこういう資料2-4みたいな中で、こういうことをやりました、はい、分かりましたというのはあるんですけど。景観重要建築物なんかのことも考えると、公共施設の

ほうのことを考えると、何か審議会…審査会ではなくて審議会としもう少し何か意見を言える場があってもいいのかなというのが少し正直不満です。それだけです。

【三澤課長】 逗子のシステム、当時の景観条例のシステム上は、個別の開発案件は景観審査委員会で、景観全般に関わることは景観審議会というすみ分けから始まっているところなので、そこはちょっと、ある意味、よくも悪くも特徴なのかなというふうに考えています。

【鈴木会長】 それも連携を進めるために、審査委員会のメンバーのうちの何名かが審議会の委員も兼ねるといふにはなっているんですけども。これまではあまり個別の案件に関しての報告というのは審議会でなかったという部分もあるのかもしれませんが。

【三澤課長】 そうですね、そういうことの完全にすみ分けちゃっていた部分もありますので、しっかり、事後にはなりますけど、御意見をいただく機会を設けて、それをある意味、この景観計画の改定につなげていきたいというのが今回の御提案ということになります。

【鈴木会長】 次回の1月の審議会のほうでは進行管理方法の確認ほかということで、最終的な案が報告されるということによろしいですか。

【三澤課長】 そうですね、今日御意見をいただいたことを踏まえて、個人情報関係だとか、そういうのはちょっと御報告させていただきたいなというように思います。

【鈴木会長】 よろしいでしょうか。それでは、議題の3に移りたいと思います。景観審議会自主勉強会の報告。こちら、よろしくお願いします。

【兼子主事】 議題3の景観審議会自主勉強会の報告を行います。資料3を御覧ください。

7月14日に景観審査委員会を経て竣工した案件の視察を行いました。案件5件につきましては、こちらのほうの概要に示すとおり、住宅地の診療所と共同住宅、逗子駅周辺地区の店舗・事務所ビル3件となります。

当日の資料としましては、1から5の景観配慮要望書と配置図、緑化計画図を配布しました。

次に、視察における要点を挙げます。景観審査委員会を経て市が事業者へ通知した景観配慮要望事項の反映状況を確認すること。

2、計画敷地内において、主に緑化と駐車場附置基準において、条例改正前後での内容の違いを、土地利用の観点から比較して確認すること。

①②は市街地においても良好な都市環境をつくる条例において、敷地内20%緑化を遵守することとしています。

3としまして、竣工後の植栽等の維持管理状況を確認すること。

4としまして、逗子駅周辺地区、3、4、5においてはオープンスペースの配置と利用状況や、建物に掲出された屋外広告物を確認すること。

以上が視察の要点となります。

視察を終えて委員の皆様からいただいた意見、感想を裏面に記載しました。勉強会に御出席いただいた委員の皆様、御参加と貴重な意見をありがとうございました。

以上で議題3の説明を終わります。

【鈴木会長】 ありがとうございます。御参加いただいた方もいらっしゃると思いますので、もしコメントがあればぜひいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。裏面の感想等という、ちょっと異議があるというようなことがあれば、よろしいでしょうか。ありがとうございます。最後のディスカッションのところに私が出席できず、大変申し訳ございませんでした。

それでは、議題4に移りたいと思います。「まちなみデザイン逗子」における普及啓発活動の報告、お願いいたします。

【兼子主事】 議題4のまちなみデザイン逗子における普及啓発活動の報告を行います。

1として、まちなみデザイン、目指せ建築家、模型を作ろうとして、県立逗子葉山高校での模型製作ワークショップの報告を行います。2として、逗子環境展の報告を行います。

県立逗子葉山高校での模型ワークショップは、こちらのとおり2日間、初めの講義と作業時間2時間30分の中で行いました。製作の流れとしましては、理想的なまちなみを考える上で、1年生の受講者19名、それぞれ街路に沿った1区画ずつを割り振り、住宅の計画をしていきました。

1日目は、敷地における建物のボリュームや配置を検討し、製作しました。1日目の終了時には、街路沿いにそれぞれの住宅を配置して、全体のまちなみや、隣の家や道路との関係性を確認しました。2日目は建物本体と外構のデザインを検討し、製作していきました。最後に、各自の模型を完成させ、再び並べてまちなみを確認し、講評を行いました。こちらの模型は本日会議室の後ろに置いてありますので、お帰りの際に御覧ください。

模型製作の前に住宅計画における要点に関して、まちなみデザイン逗子をもとに講義を行いました。これ以降は講義に用いたスライドの一部です。このような住まいの計画におけるまち

なみデザインチェックシートを作成し、模型製作の前に配付しました。また、広く景観教育という観点で、まちなみデザインの紹介も行いました。住まいの計画は、構造物、緑環境といった人間がデザインしている環境と、自然のままの景観と調和するまちなみデザインとは、といった、都市環境における広がりについても逗子のまちなみにおいて認識してもらいました。

先ほどの景観要素をデザインして、居心地のよい場所ができるという説明も併せて行いました。逗子のまちなみデザインの事例も、この特徴とともに紹介しました。

このように景観教育の講義と模型製作の両方を通して、まちなみデザイン逗子の普及啓発活動を実施しました。また、完成した模型は9月と3月の市民交流センターのイベントでも展示する予定です。

こちらは、逗子文化プラザホールにおける逗子環境展の様子です。6月10日、11日の2日間の日程で行い、まちなみデザイン逗子に関する展示と、冊子等配布資料の陳列を行いました。

以上で議題4の説明を終わります。

【鈴木会長】 ありがとうございます。こちらについて御質問や御意見あればお願いをいたします。参加者の感想はいかがでしたか。

【三澤課長】 非常に子供たちが興味を持ってやっていただいて、今回特に本当に興味がある子が結構多くて、逆に我々がびっくりするような感じでした。感想文はまだ来てないのですが、楽しみに待っているという状況です。多分、将来何かこういう仕事をやってみたいとかという、リップサービスかもしれないですけど、言ってくれる子も結構多かったです。非常に我々としてもやりがいもありますし、楽しいですので、こういう活動をもっと、ほかのことも広げていきたい。なかなか学校のカリキュラム上の問題があって、なかなか入り込むのも難しいですけど、今後ほかにも機会があれば、いろいろ教育をやっていきたいなというふうに考えています。

【日高委員】 何か男子学生ばかり写真に写っている。今年はそうだったのですか。たまたまかな。

【三澤課長】 いや、そうですね、去年はコロナでできなかったのですが、その前の年も男の子のほうが多いですね。

【日高委員】 希望者がですか。それとも自動的に割り当てられた子が。

【三澤課長】 いや、希望者です。

【日高委員】 高校が変わって、何か雰囲気が変わったりとか。

【三澤課長】 あとは、ほかに…このカリキュラムだけじゃないので、ダンスだとか、子育てとか、そういう楽しい方向に女子は行っちゃうのかもしれないです。

【鈴木会長】 いろいろな機会で、こういうことをやったということ、参加した生徒たちの声をうまく紹介すると、ほかの方にも参考になるのかなと。150平米ですかね。割とゆったりとした敷地条件、うらやましいなと思いました。

【小山委員】 とてもいいと思うのですが、県立高校だと今、全県区なので、神奈川全部から来ていると思うので、逗子というところに特化して言うなら、できたら中学校、市立中学校で、みんなが参加できるようなプログラムを作っていたら、ベストかなと思いました。

【三澤課長】 中学校でも一回やったことあるんです、実は。四、五年前ですかね。それは屋外広告物をテーマにしたカリキュラムでやったことあるんですけど、やっぱり美術の先生がちょっと興味を持って声をかけてくれてやったんですね。なかなか中学生って、カリキュラムがちぎちぎなんですよ。そこに入り込むというのは、正直難しいところがありますが、機会を見つけてやっていきたいと思います。

【小山委員】 よろしくをお願いします。

【杉山委員】 中学とか高校とか、いろいろね、グレードあると思うんですけど、もう一段上げて、例えば大学の建築学部だとかデザインの部分だとか、そういうところで本当にカリキュラムを提供する。私、以前そういうことを企業でやったことがあるんですけど、企業からの出費って、ほとんどいらないうんですよ。向こうが、要するに民間のそういう課題を欲しがっているというね、逆にそういうこともありますので、そういう学生たちに本当に、例えば個人の住宅の集まりで、こういうまちなみじゃなくて、もうちょっと逗子の駅前の再開発とかね、現実的に逗子の予算的にはすごい難しいことだとは思いますが、オブザベーションから始まって、こうこう、こういう目的でこういうものにしましたというような、そういう課題をね、与えるみたいな取組も結構面白いのかなと思うので。どうでしょうか。

【鈴木会長】 建築学部、どうでしょう。

【日高委員】 以前やったことはあるんですよ、やっぱり。それがいいのかどうかは、ちょっと最終的に分かりませんでしたけど、課題地として披露山の公園テーマにして計画をさせていただいたりとか、資料もしっかりと提供いただいたりとか、そのときそのときで、やるべき

該当が変わるのかもしれませんが、そういうことをやったりしたことはあります。

【杉山委員】 何かやっぱり市民の関心が重要ですね。

【日高委員】 結果を公表するところまではいかなくて、市の方にはもちろん御覧いただいて、講評なんかもしていただいたりはしたんですけども。

【鈴木会長】 随分昔になりますけれども、建築学会で神奈川で行われたときに、逗子でワークショップをやって、全国から学生が提案をつくるということをやったことはあります。そのときには、かなり、ほととぎす隊の方であるとか、いろんな地域の方にレクチャーをしていただいたり、アドバイスをいただいたということもありましたし、市のほうからも応援していただいたということがありました。何か一つ、課題が出てくると、そういうこともできる可能性はありますね。

【日高委員】 もう一つ、大学の授業、私が持っている授業の中で、逗子高校でやっていた時期、私、お手伝いしていたんですけど、大学の中で2講義分とって、三澤さんたちにもいらしていただいて、このまちなみデザイン逗子のパンフレットも配って、趣旨を説明した上で、逗子高校と同じ形の模型作りのワークショップを授業でやっていたんですね。それもなかなか面白かったと思いますけど。いろいろ試行錯誤はしているんですけど、固定したプログラムとして継続していただいているのは今回の内容なのかなと思います。

確かに中学校でやっていたときもあったというのを聞いていましたし、何が子供たちの中とか市民に残るのかというようなことは、いつも考えますね。割と刹那的に終わってしまうという傾向もあるので、やっぱり課題が終われば学生たちも次の関心もありますし、何か蓄積があるのかなのか、分かりませんが、こういう教育の活動というのは。そこは課題なのかなと。以前、そういう意味では蓄積されていそうなもので言いますと、瀬戸内の高校と、瀬戸内プロジェクトやっています、お付き合いがあって、そこは漠然とした文化部みたいなものがあったんですね、部活の学生さんたちと一緒に古民家を実測調査して冊子を作ってまとめるということを実行しました。何か部活みたいなものに関われば、それは1年継続してやって、その後も継続していますけど、継続性は出てくるのですよね。そういうところにたまに指導に行ったりして、話したりすると、おもしろい経験をさせていただきました。

【鈴木会長】 よろしいでしょうか。それでは、4番の普及啓発活動報告、以上とさせていただきます。

それでは、5番の今後の景観行政について、こちらはフリートークではありますが、今回と次回がこのメンバーの任期になりますので、今後の景観行政をどう進めていくかということについて、フリーにお話しただいて、よろしいでしょうか。

【三澤課長】　そうですね、特に事務局として、これでお話ししてくださいというのはないので、ここからは、この4年間、やってきたことを踏まえてですね、御意見、それを御質問なり、何か言っていただければと。今後に生かしていきたいと思います。よろしくをお願いします。

【石渡委員】　ちょっとすみません。前に戻っちゃうんですけど、公共工事の予定表という中で、ちょっと。先ほどの消防団の中で、使い方とかいろいろ中身については、まちづくり景観課としては関わらないよというような話がありましたけど、この中で東逗子の駅前の開発をやりますよというので、公共施設を中に入れましょうとかというふうになっているんですね。賑わいということでは、景観まちづくりも関わってくるんじゃないかなと思うんですが、この中にですね、観光というのもちょっとね、入れてもらってもいいかなというようなことを、これを見てちょっと思ったんですが。なかなか東逗子というのも古いまちであって、また神武寺にハイキングに行く人、それから二子山に行く人とか、かなり集まるんですね。逗子にはこういうような観光を案内するところがないんですよ。だから、この一角にそういうものもあってもいいのかなと。使い方には関わらないと言ってましたけど、一応賑わいというようなことを創設するとすれば、そういうのもあってもいいのかなというふうには感じますけど。

【三澤課長】　はい、分かりました。企画課のほうでやってます、ワークショップでそういう議論が出ていたのかどうかって、ちょっと確認してみたいと思います。

【田沼委員】　先ほどの啓発活動なんかのコンセプトに絡む話なのかもしれないんですけど、今までずっとやはりまちなみデザインを考えようとするときに、どうしても緑化のこととか、割とゆったりした敷地のイメージがこの例題として出てくることが多いと思うんですよ。それは逗子のまちなみの中を考えたときに、全然ないわけじゃないので、それは構わないとは思っています。ただ、現実的に今、これから造られていくとか、今実際に問題になっている課題で見ると、やはり小分けの、要は150を切るような住宅の敷地分割がやはりみんな気になることだと思うんですね。結果的に接道の部分だけの、接道緑化の部分だけとかと考えると、そういうのをじゃあどうしたらいいのかというような部分も、もう少し課題として表に出して、そういうところで何か意見がないですかとかやっていかないと、結果的に小分けしたところの景観が

悪いよ、悪いよと言うだけで終わってしまうような気がして、僕自身もそういう方向の仕事をしているのですね、じゃあどうたらいいのかというのを思いながらまちを散歩していることが多いんですけど、やはり住宅メーカーとか事業者のほうが計画として、例えば2割なら2割の緑化計画を出したとしても、結局住む人が自分は駐車場として使い勝手が悪いからと抜いて、そこを外構で埋めているというのが、かなりの部分、現実的にはあると思うのですね、そこら辺、住んでいる人をなかなか責めることはできないと思いますので、その辺のうまく、ほんの小さな緑化でもいいからできるようなとか、そういうような何か、今後のという部分の中では、何かそれを我々としても提案できるなり、そういうワークショップを何かのときでも、例題としては逆にそういう難しいコンセプトのところをやるとかというような方向性を見いだしていければいいのかなというの思います。

【鈴木会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。悩みですよ。

【三澤課長】 ある意味、最大のテーマというように感じてますので、この景観だけではなくてですね、まちづくり全般としてでも取り組むべき課題だとは認識していますので、是非議論していただきたいですし、ある意味、やはり何といても普及啓発なのかなと思ってますので、そこをやっぱり市民委員の皆様と一緒に進めていければなといったところです。

【鈴木会長】 この緑化基準の見直しに少し改善できるかどうかというところは、ここ見直したという感じで、ここ数年、しっかり見ていくということもあると思いますし、あとは、敷地規模の話というのは、もう消えてしまったわけですよ。最低限敷地規模の話。

【三澤課長】 最低敷地の話は、全市的な導入は見送りました。

【鈴木会長】 見送ったということですね。そこら辺はなかなか、景観だけでは手が届かないという。

【伊藤委員】 今のお話の中で、まちづくり条例とかを見ていると、最低敷地というような規定があって、別表が載ってますよね。ああいうのは、適用はされてないんですか。

【三澤課長】 あれはあくまでもまちづくり条例の適用対象になった場合の基準なんです。なので、普通に戸建て住宅が例えばいわゆる開発を伴わない、単なる敷地分割の場合、適用にならないんですね。それについては、地区計画なり建築協定なりがあれば敷地面積は守られますけど、そうでない、何も地域のルールを決めてないところは守られない。そういったことがあったので、都市計画法による最低敷地面積の導入というのを考えたんですけど、やはり市民

の皆様の合意形成を図ることができなかった。

【伊藤委員】 先ほど御意見があったんですけど、私も散歩しながらまち並みを観ていますと、分割されて醜くなっているところと、分割したんだけど、それなりに手が加わっているのきれいにされているところと、結構違いがあるなと思っています。後者のほうは、比較的家をコンパクトに造ってあって、それで緑を植えている。そうするとまちなみと緑の連続性が途切れずに維持できている。一方で、無機的なものが建って、全部土地をコンクリートにしてしまうと、まちなみと緑の連続性が分断されてしまう。先ほど、そういう点を考えながら、できるだけ設計しようとしているというお話でしたけれど、その配慮が景観に与える影響は大きいと思います。ただ、その部分が市民への啓発だけで叶うのか、建設する業者の意識が大事なのか気になるところです。

自分の家の建て替えを地元の業者さんにやってもらったんですけど、まず、ここは住民条例があるから、だからまずこれを読んでくださいと。それを逸脱するようなことは、うちは設計できませんからと最初に説明がありました。地元業者の意識の高さを感じました。それに対して、景観に配慮せず建設する業者は、企業の理念みたいなのが大きく異なるのかなと思います。そこは啓発だけではなく、行政が認可に関わるような仕組みでもないと変わらないように思います。

【鈴木会長】 全国的な単位でもあることは確かなんですけど。いい事例をやっぱりまちなみデザイン逗子でも積極的に取り上げる。敷地がゆったりしていないような、割と敷地分割の例でもいい事例があれば、そういうのを積極的に比較するというのもあると思いますし、何かちょっと事業者側にも協力を求めたいところはありますが、なかなかそこを突破するのは難しいというのはあると思います。

【伊藤委員】 ネット情報を見ていると、住居の外観ではなく中がきれいになればいいという価値観の方が増えているという話があります。自分たちは外を見ているわけじゃないし、庭なんかあったら、かえって手間が掛かるし、忙しくてそんなことやってられない。そのような方々は、なかなか啓発しても、食らいついてくれないだろうと思うので、建設するときに、あるスペースは緑で埋めてくれるみたいなことを業者のほうで配慮してくれないと、改善してゆかないように思います。

【鈴木会長】 ありがとうございます。そのほか、いかがですか。今の関連する話でも。

【小山委員】 別の件なんですけど、電信柱とかがやっぱりあると、そうじゃなくても狭い歩道が狭くなってしまって、車椅子、ベビーカーどころか、雨の日なんか傘を差して歩いて通るのさえ難しいような場所も、田越川沿いの歩道なんかそうですがありますね。それに対していくつか電信柱が地中化しているところがありますね。あれはどこでどう連携したからできたのか、披露山庭園住宅は置いといて、まち中でも図書館前とか、何か所かあるかと思うんですが、どういうふうに連携したからできて、同じようなことがこの後できないのかなということを教えていただけたらと思います。

【三澤課長】 電線地中化については、地中化計画というのを市で立てて、それに基づいて国とかの補助金をいただきながらやっているということなんです。ですから、駅周辺だとか市役所周辺というのは率先してやってきたという経緯がありますが、ここに来て、じゃあ新たな路線があるのかというと、今はないですね。ないのかもしれないですね。やはり、相当お金がかかります。信じられないくらいかかるんです。あと期間がかかるというのがあるので、なかなか今あるものを改善するというのは、難しいですよ。

【伊藤委員】 人が通行するのに、何か危ないじゃないかというようなやつも、やっぱりなかなか改善できないんですよ。

【三澤課長】 ある1個の電柱を改善するというのは、あり得ると思います。ただ、原因者が何なのかというところで、基本的に東電にやってほしいんですけどやってくれないんですよ。民間地だったら個人でやってくださいと。どうしてもそういう話になってしまうので、なかなか交渉は難しいかなと。

【伊藤委員】 具体的な話となりますが、1本、電柱じゃなくて信号の、柱が歩道の真ん中に立っていて、車道側に寄っているの、バスが反対車線まで出てよけないと通れないんです。自転車乗っている人なんか危ないなと思うので、ああいうところだけでも直して、少しでも交通の安全度を上げることはできないのかなと思うんですけど。

【三澤課長】 それもおっしゃるとおりだと思いますので、何か方法があれば、考えてみたいと思います。

【伊藤委員】 それはどういうところに上げればいいんですか。景観でもないなと思っていたので。

【田沼委員】 信号なら公安委員会ですよ。

【石井部長】 道路のほうの安全な通行というところに関して言うと、そういう箇所が非常に危ないという、そういう御意見だったり道路管理者である都市整備課であったりですね、交通安全の担当所管である環境都市課であったりとか、そういったところにまだまだ市民の皆さんからそういう声は届きますので、届きましたら環境都市課と都市整備課と、あと必要に応じて計画を協議をして、個別にそこが改善が可能であれば、道路の改良ということになると都市整備課、そこが市道であればですね、逗子市道であれば都市整備課のほうで予算化してやっていくとか、あるいは県道であれば県のほうにまた要望してということになっちゃいますけれども、そういった対応はしている箇所はありますので、そういった声を届けていただければ、検討はして、必要だと、安全のために必要だと判断すれば、しっかりとやっていくということはやっております。

【水沼委員】 先ほど景観審査委員会と景観審議会の関係というような話があったんですけども、例えば今回は7月に検証をされる、勉強会をされているんですけども、次の任期、審議会の次の任期の皆さんと、例えば御意見にもあったと思うんですけども、比較的早い時期に審議会と審査委員会と合同の過去振り返りツアーみたいなのをやるとどうなのかなという気がするんですね。意見交換もそこで少しできればいいかもしれないし、過去案件を検証しながら、これはこういうポイントで審査をしているというようなことも、そこでお互いにちょっと了解をし合うようなところを通じて、やはり特に市民委員の皆さんは逗子のことをとてもよく皆さん御存じでいらっしゃる方が多いんですけども、また違う観点でこういうふうにこれをこうしたということが分かったら、その後の議論にも大変反映されるのではないかと思いますので、今までも大変事務局、たくさんいろいろやっていただいているんですが、そういう機会がもしもつくれるのであれば、それも一つ、それぞれの関係というのがすみ分けがうまくいくプロセスになるのかなという気がしましたので、ちょっと話、提案させていただきたいと思います。

【三澤課長】 ありがとうございます。ぜひそのような機会をつくっていきたいと思います。ありがとうございます。

【鈴木会長】 先生の歴史のまちづくりの観点から何か御提案がありますか。今後について。

【水沼委員】 最初のスケジュールのところでは実は言いたかったんですが、あまりそればかり言うとなので。この脇村邸ですね。来年度も年に1回になっているんですけども、これの公開というのは、何がネックになって年1回の公開しかできないのか。できるとするなら

ば、どうすればできるように、もう少し、春の桜の時期と秋とか、月1という、それはそれで大変なのかもしれないんですが、どうしたら公開できるようになるのか。いろいろ傷んでもいるし、問題もあるのはよく分かっているんですが。それについて、あと郷土資料館も気になってはいるんですが。その辺りのやはり歴史的景観をどう守っていけるのかというのは、今、大変どれも建築後100年ぐらいたってきているので、維持管理が大変な時期ではあると思うんですね。震災後のものですよ。その辺のお考えというか、何かあれば。

【三澤課長】 脇村邸の公開に関しては、いわゆる耐震性がないですか、防火性がないですか、そういった理由で、いわゆる集会所としては使えないという、そもそも前提にあるので、特別公開というか、とどまっているというところですね。回数については特に、ニーズとあと我々のマンパワーの観点から年1回やってます、一番気候のいい時期にやってますということなので、じゃあ、それ2回、3回に増やしていくかということ、あとはマンパワーの問題と、あとニーズの問題なんです。じゃあ、全体としてどう捉えるかということについては、市長のほうからですね、今、一番上の古墳の整備が本年度中に一区切りがつくということなので、それと合わせて蘆花記念公園自体をどうするのかということを考えているという課題が出てますので、それについては検証を進めていますし、課題の整理を行って、実はもう7月、8月、昨日も専門家の方に市長と一緒に現場を見てもらって、脇村邸に関しては大絶賛してましたけど、専門家の方が、非常に丁寧なつくりをしているということをおっしゃってましたけど。ちょっと全体としてどう続けていくかということを考えているという課題が出ていますので、今、課題の整理をしている最中です。決してあのままでいいとは思ってませんので、何らか、いい報告ができればなというふうに模索している最中です。

【鈴木会長】 脇村邸については、かつてこの審議会から活用をすべきだというようなことを、一応審議会なので建議はできるんですね。こうすべきだということを審議会として意見として出したことはあるので、継続的にやっぱりそういったことの活用については、景観の問題としてもやっていくべきかなというふうに思います。それこそ、資料館ですね、資料館のあれも相当閉館して長いので、そういったものを全体としてきちっと活用できるような体制を望んでいく。それから、何かその景観の観点からできるのかということも考えていく必要があるというふうに思います。

いくつか、それ以外にもありましたよね。公園内に、古い。

【三澤課長】　そうです。大きく分けると、郷土資料館、脇村邸、あと野外活動センター、あと第1、第2休憩所この施設ですね。この施設それぞれ、建築年月日も違うし構造も違うし、あと、あれ一体の公園なんですけれども、条例公園と都市計画決定公園で分かれていたりとかするので、それぞれ利活用に関しては課題が違うんですよ。だから、その課題とあとはニーズですよ、一番は。せっかく再生して活用しても、全然ニーズがなかったら意味がないので、単なる…恐らくですけど、単なる保全だけでは難しいかなというところですね。何か利活用のニーズに合わせた保全方法というのが、やっぱり考えていくのかなと思っております。

【水沼委員】　そういうものが市内にたくさんあれば、また違う考え方もあると思うんですが、もう本当に逗子の中では残る貴重なものになっているので、小田原などはかなり積極的に利活用に振って、うなぎ屋をやったり、いろいろ登録有形でもやっている事例もあるんですけども、またちょっと脇村邸なんかは違うのかなという気もしてはいるんですけども、その辺も何か、どうするかというプロセスも、できれば市民の方、今までもたくさん逗子の市民の方たちはそういうワークショップとかやっていたりしゃっているんで、皆さんと一緒に考えるというようなことも、多分事務局のほうもお考えでしょうけれども、今後の在り方というのをどうしたらいいのかというのを少し広げながら、それこそ大学生なんかも含めながら、プロセスを共有しながらやることも大事かなという気がするんで、それも御検討いただければというふうに思います。

【鈴木会長】　ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

【菅委員】　気になるのは、逗子のまちの中に駐車場なんですね。先ほど宅地が細分化されて、小規模になって、それなりに頑張っているところと、どうしようもないところがあるという話。それと裏腹の問題で、僕は空き地化して駐車場になっていくというのが、多分どんどん増えていくんじゃないかなと。逗子市は、人口どうですか。

【三澤課長】　人口は微減です。

【菅委員】　ですよ。だから、そうなるとう結局、よく言われるスポンジ化とって、要するにまちの中にいろんなところに空き地になって、売るにも売れないという土地ですね。特に路地の奥のほうなんていうのは駄目になってくるので、そこの景観というのをどうするのか。結局それが全体の何かまちの印象というのを下げてしまう。それに対してどういうふうに考えていくのかというのを、僕自身まだ答えは見つかってないですけども、それは何か考える必要が

あるかなど。駐車場で使うにしても、例えば駐車場隣の宅地の間のフリンジの部分の例えば緑化をすとか、あるいは完全な空き地の、木も一本も植えてないアスファルトの駐車場じゃなくて、何らか高木を植えさせて、木陰に見えるとかいうことを少しでも進めるとか、何か考えていかなきゃいけないんじゃないかなど。これ、逗子だけの問題じゃなくて、多分いろんなまちが人口減少していくと、そこらじゅうで起きてくる問題だと思うので、その辺をやっぱり逗子市としては、すぐに答えが出るわけじゃないんだけど、いろいろなところの様子、ほかの自治体、ほかのまち、いろんなところの取組なんかを考えてですね、例えばアスファルトを禁止というか、強く禁止しているわけじゃないけれども、例えば芝生ブロックみたいな形の駐車場を推奨しているというところは、名古屋とか宇都宮とか、あるんですよね。そういう取組ができるのかどうか含めて、何か考えていることがあるんじゃないかなという気が常々しているんですが。これは別に逗子だけじゃなくて、日本全国の問題でもあるんだと思います。

【鈴木会長】 そうですね、どこでも起こっている問題ですけど。確かに今、フラップ式の駐車場がどんどん、センサー式のものに変わってくるので、そっちのほうの方が安いんです。コスト的に。画像で要は、ナンバーを確認して、支払う。すると、必ずしも舗装する必要が、きちっとしたアスファルト舗装する必要がなくなってくるので、そういう選択肢も増えてくるのかもしれないですね。

【田沼委員】 今の話なんですけど、例えばアスファルトを推奨しない方法として、雨水対策としての保水、地面の保水の観点から芝生とか、透水性舗装みたいなのとことって、川に一気に雨が降ったとき来ないようにするだとかという観点から、業者を指導していくという考え方も、景観という意味じゃなくて。それに併せて景観をのつけて、ウェートを、どっちかという雨水対策として貯留をやれよといった。そういうような観点もありなのかもしれないですね。そうすると流総（流域別下水道整備総合計画）とかの関係のほうでも、いけるのかなという感じがしますけど。

【菅委員】 そうですね、そういう面では、景観課だけで考える話じゃなくて、全市的に何か施策を。

【田沼委員】 ほかのものを利用しつつ、景観のほうを。だったら、こういう景観としたらこれがお薦めですよというのを何か示せばいいのかもしれないですね、確かに。

【鈴木会長】 今の御提案、いいなと。SDGsとか環境の観点からの景観の施策を見直して

いくという方向性も、あるかもしれないですね。緑化の話も、それにかなり近い部分があると思うので。そのほか、いかがでしょうか。

【小山委員】 やっぱり市としてJRの逗子駅周辺の大きなプランニングというのをしっかり考えていただかないと、逗子銀座となぎさ通りと、三角地帯というんですか、ますます道路渋滞がすごくなるなって。週末とかはいわゆるOK渋滞と言われている、OKストアに行くのがずっと一方通行なので、一番ひどいときは桜山トンネルまで、続いたのを見たことがあるんですけど、やっぱり今度駅ビルが新しく建つとかいったら、もっと拍車がかかることになると思うので、この三角地帯の道路と方向性、あと駐車場とか、いろんなことを含めた、大きな整備計画というんですか。あと駅前の計画があるんだかないんだか私はよく分からないんですが、個別のそういうビルの景観もそうですけど、もっと大きな意味で、人とか車の流れとか、そういうことができるのがやっぱり行政だと思うので、ぜひ先行きのことを考えて、やっていただきたいなと思います。

【鈴木会長】 駅周辺について、いかがでしょうか。

【三澤課長】 それについては、公民連携という形で、ビル計画に合わせて交差点の改良だとか、あと道路の拡幅だとか、そういったものは当然考えられる。もちろん、新たな道路をつくるということは無理なので、今の中でどういう改良ができるかというのは、当然に考えているところです。

【鈴木会長】 駅の計画というのは、今どうなっているんですしたっけ。

【三澤課長】 遅れています。

【鈴木会長】 遅れているんですよね。それを、遅れている分、協議がちゃんとできる時間が増えるのかどうかは分かりませんが。駅前周辺をもう少し、今どきの言い方をするとウォークアブルにしていくとか、そういう考え方は、きちっと方針として出していく必要性は、あると思うんですけれども。逗子市って、ウォークアブルまちづくり推進都市になっているんですしたっけ。

【三澤課長】 エントリーはしています。

【鈴木会長】 具体的に…。

【三澤課長】 具体的にじゃあ事業があるのかというと、ありません。

【鈴木会長】 事業計画とか、そういう。

【三澤課長】 計画はありません。

【鈴木会長】 ありませんか。何かもうちょっとそこら辺は積極的に取り組んでもいいような気がするんですけど。

【三澤課長】 なかなか、やっぱりある程度整備されていますので、そこをやっぱり拡幅とか、現実的には難しいので、今ある箱というか、今ある枠の中でどうやっていくのかというところは苦慮していますので、特に条例とか、逗子の場合は公開空地を設けてくれとか、しきりに今この審議会でもってきていますけど、そこが今のところメインになってしまっているような状況ですね。

【鈴木会長】 多分、今、商店街が銀座通り、池田通りとなぎさ通り、3つありますけれども、それを横切るように、歩行者のネットワークをちゃんとつくっていくというような方針を出すとかですね。そうすると、多少駐車場が分散型でも、そこから歩いて向こうへ行けるような形になるという考え方も、できるとは思うんですね。

【三澤課長】 そうですね、民間ビルの建て替えに合わせて、そういった動線も考えられているようなので、期待したいと思います。

【鈴木会長】 その辺りは多分、方針として出していくことで、要はそこだけではなくて、その周辺に増えていくということが必要になってくると思います。

【田沼委員】 なぎさ通り自体、都市計画道路ですよ。

【三澤課長】 そうです。

【田沼委員】 それを進める予定は。こういうタイミングで、事業計画立てて補助金として。

【石井部長】 実は、ちょっとまちづくり景観課の守備範囲ではないので、課長もちょっと言いにくいところがあるのかも分からないんですけど、実際、JRの駅ビルが新たに駅前に建てられるというところと、あとはそことなぎさ通りを挟んで向かいの民間ビルの建て替えがほぼ同時期に計画が進みそうだというようなところで、市としてはやはりこれはもう何十年に一度の駅前の様々な課題の解決につなげられる、何十年に一度のチャンスであるということで、行政の考え方を方針として示して、両事業者の同意を得て、ウォークブルにつきましても、安全な歩行者空間を、確保するということと、あとは民間ビル内の公共的な、民間敷地内、民間ビル内を通れる公共的な通路をですね、確保して、新たな動線を確保するような形でですね、なるべくそういった環境の改善につながるような誘導をしていくというところで、それに当たっ

て、駅周辺の課題解決というところだと、交通渋滞というのが一番大きな問題なので、その少しでも解決につなげられるように、2か年ぐらいかけてですね、その他交通量調査をして、駅周辺の交通渋滞の一番のネックになっているのは、やっぱり駅広からなぎさ通り、都市計画道路とはいえ、まだ整備されてない、ちょっと語弊があるんですけども、歩行者空間も確保されていないところでは、そこは整備の可能性を検討するというので、そこも調査かけて進めようとしてはいるというところなんです。

なので、その2つの民間ビルの開発、建築に伴って、少しでもこの駅前広場とその周辺の道路、環境、あとは歩行者空間の確保というところは、できる限り改善できるように進めているというところなんです。

【鈴木会長】 ウォークブルなまちづくりという、今言われているのは、1階部分をどういふふうオープンにしていくのかということも含まれていて、実は道路や歩行者空間だけの問題ではないんですね。歩いて楽しくないと意味がないので、そういう意味ではなかなかそういう協力を、沿道の土地・建物のオーナーの方に協力を得ていくことをセットでやっていかないといけないんですね。あと、私、実は旭川というところのウォークブルまちづくりのお手伝いをしているんですけども、公共空間だけの話をしてもしょうがないので、沿道空間の建物の利用をどうするのかということも含めて考えていく。完全にこれはまちづくりの範疇になってくる。土木的なまちづくりだけではなくて、いろんなものをセットに考えなきゃいけないということ。逗子市のまちづくりの諸計画の中で言うと、なかなかその部分に手を出せるものがない。もしかするとそこは景観にも、景観行政にも少し役割があるのかなというふうには思っていますし、昨今公共空間をどう活用していくのかということもセットで考えなければいけないんですが、そこもあまり逗子市道の計画の中であまりないんですよ。体系的に見ると。

【石井部長】 そうですね、そこはもう全体を体系的な考え方を示していくというのは、なかなかそこを特化していくというのは、随所にそういう考え方はあるとしても、それをウォークブルを推進するような計画、各地で上がっていることは御指摘のとおりだと思います。

【鈴木会長】 景観から少し手を伸ばすと、そういったところともつながってくるのかなというふうに思います。

【菅委員】 今問題になっている逗子の都心部、トライアングルゾーンの話ですけども、やっぱりもう一つ、私、考えるに、あのくらいの規模だと、本当ならば、要するに郊外のショッ

ピングセンターなんかの規模と同じですよ。だとすると、あれ全体を一つのショッピングセンターだというふうな考え方で、全体をどうやって経営していくかということを考える必要が本来あるんだと思うんです。今、それって、結局経営している者というのは個々の地権者、それからその商業系の人たちの集まり、これは必ずしも地権者だけじゃなくて、テナントだったりなんかも含めての商店会、それから公共部分は行政というのが、なかなかうまくかみ合っていないですよ、現実には。そこをどういうふうにしていくかというところを考えていく必要があるのかなと。

この前ちょっと前橋に行ったんですが、前橋というのは県庁所在地でありながら、非常にそういう面では商業的な賑わいがすごい低下しているところなんですよ。今そこで考え始めているのは、やっぱり都心部全体を一つのショッピングセンターみたいな考え方で、商店街同士がテーブルに座りながら、テーブルの下で足で蹴り合っているような状況じゃ、もう駄目なんだということで、どうやって一つのまちとしてもう一回経営し直すかということを考え始めているんですよ。何かその辺も逗子なんかやっぱり今のように駅ビルと駅の前のビルの建て替えは、一つの契機かも分からないけど、それで解決するような問題では、僕はないんじゃないかなと思っていて、そうなるやっぱり全体をどういうふうビジョンをつくるかということをしっかりやって、その商店街の方に協力してもらおうということが必要なのかなという気がしますね。かなり遠い将来の話を見ながらやっぱりやっていかないと、目の前の話を解決するだけでやっても難しいかなという気がしますけど。

【鈴木会長】 確かに今、大手の駐車場と連携しているんですか。休日はほかの民間でも割引きくようになっていると。そういうことはやってないんですね。

【三澤課長】 なってないです。オーケーだけです。

【鈴木会長】 逆に、ちょっと遠いところでも連携できるようになっていけば、歩いて向こうまで行くという人も出てくるかもしれない。延々駐車場の車列を待つくらい、まち全体で何とか、歩いて人を動いてもらえるような環境の整備というのは、確かに皆さんがおっしゃるように、そういう長期ビジョンが必要なかもしれない。いかがでしょうか、景観について。

【日高委員】 今のでなくてもいいですか。少しちょっと話が戻ってしまうんですけど、脇村邸の話をお聞きしますと、今、風入れに私、毎週通っている状態にして、週に1回、脇村邸掃除しているんですけど、高齢化が進んでいて、ほととぎす隊の方々の方々のですね。この4月だった

かな、公募されたんですね。それで、この前ももう一回公募をかけているようです。新しいメンバーが必要だということで、市民からの参加を募って、みんなで風入れをするという形。毎週金曜日の午前中やっているんですけど、月に1回、第2土曜日という、働きながらも参加できるような日をつくって、できれば月に1回、皆さん来てくださいというようなことで、LINEで出席とったりしながらやっているような状況です。新しい体制になって、今、特に夏休みなので積極的に参加させていただける状況で、先ほどの公開の話で言うと、そういう管理にお手伝いしている団体としても公開をしていけないかみたいな話もされていて、なので、もう少し公開を増やすとすると、マンパワーで市のほうで難しいということでしたら、そういう体制もあるのかなと。

あと、ちょっと私、文化の会という立場から参加したりもしていて、ちょっとややこしいんですけども、できればもう少し、協働でそういうことをやっていければなとは思いつながら、今までやっていらした方と御一緒させていただいているような状況です。

それとは別のモードで、多分市のほうでは全体計画とかをされていて、その辺のギャップといますか、単なる掃除して風入れしてという団体、市民の活動と所有者である行政側の活動とが、もう少し近づいていければ、いいのかもしれない。

【伊藤委員】 すみません、今の御発言の中で、ちょっと1個訂正がありまして、今の公募をかけたのは、ほととぎす隊でやっているわけじゃなくて、緑政課が公募をかけて、風入れとか庭の手入れとかを手伝ってくださる方というのを募集した。だから、ほととぎす隊とは全く関係のない話なので、そこだけをちょっと認識、間違わないでいただいたほうがいいと思います。

【日高委員】 今、旧脇村邸友の会とかという名前で、新しく立ち上げ直したりしているのかな。

【水沼委員】 公募をかけて、人数は集まったんですか。関心のある方は、かなり。

【伊藤委員】 結構来たんですけど、やっぱり女性の方とかが多いんですね。そうすると、やっぱり夏休みになるとお子さんのお世話があったりとか、都合が悪くなっちゃうことも結構あるんですね。さらに、だからそういうこともあって、ちょっと定着しない部分もあるので、また最近、緑政課のほうで再募集をかけた。だから、来られている方は全く、ほととぎす隊という認識はないです。それはもう、だから過去の活動とは一つ線が引かれています。

ただ、脇村邸のほうも人手がないと維持していくのに駄目なので、それは緑政課のほうで動

いてくれて、そういうことをやっているということみたいです。

【日高委員】 組織づくりは緑政課がやっているんですけど、金曜日に緑政課が来ているわけではなくて、参加者が今、20人弱ですかね、登録している人が。ただ、実際に来ているのは3分の1ぐらいだろうと言われていて、名前だけでなかなか参加できない人がいると。それをどう考えるかなんですけど、興味があって、何かあれば例えばサポートしたいという気持ちのある人は、それだけ名を連ねてくれているということですから、実際に週末とか金曜日に参加できるかどうかという、難しいかなと。

【水沼委員】 サポーターみたいな、関心を持つ、持ってくれる人が、ある一定程度いるというのは、とても大事なことではあると思うので、何か皆さんが単発でも参加できるような仕組みができていくといいですね。

【日高委員】 特別公開という形で今やっていますが、正式にはいろいろ問題がある施設なんだけど、特別に年に数回公開するという、その頻度を上げていくというやり方が、市民ができる範囲ではそこまででしょうと。それとも、ある程度、今よりよくしていくことができるかもしれないですね。

【鈴木会長】 そのほかいかがでしょうか。

私のほうから少し、景観行政の全体の観点からお話をすると、景観計画を作ってからもう十数年たっていて、そろそろ抜本的な見直しのタイミングが近くなってきているのかなというふうには思います。その中で、以前から課題になっていたのは、重点地区、第4の重点地区をどうするのかということで、一時期、小坪エリアはどうかというような、そういう意見も出たことがあります。私自身はそういったことは積極的に進めるべきではないかなというふうに思います。漁村のエリアについては、かなり防災の問題とか、なかなか難しい部分があるんですけど、むしろマリーナの周辺であるとか、あとホテルの周辺、あの辺の公共空間をどう使っていくのかということも含めて考えていく必要があるのかなというふうには思います。その辺りの方針というのは、どこの計画、逗子市の計画どこを見てもあまり書かれていないという部分がありますので、そういった第4の重点地区については、まだ課題としてはあるんじゃないかというふうに思っています。

それから、今回フィードバックのサイクルをですね、提案していただいたので、それを踏まえて、やはり緑化の基準などのいくつかの見直しのポイントはあったと思うんですけども、

少しやっぱりSDGsの時代であるとかウォークアブルなまちづくりの時代に合わせた景観計画の見直しというのは、挙げていてもいいのではないかなと。それなりにやはり時間のかかる作業だとは思いますが、1年、2年かけて議論していくべき課題ではないかなと思うんですけども。そのためのどういう論点があるのかということをお前回と次回でいろいろ議論すべきではないかなというふうに思います。

あとはですね、屋外広告物についての課題というのが今どうなっているのかというのを、もう一遍、今回はあれなんですけれども、次回に向けて議論してもよいのではないかなというふうに思います。今、完全に県条例を事務的に受けてやっている状況なんですけれども、かつては独自の条例というのものもあるんじゃないかというような意見も一時期ありました。駅周辺の整備が再度進んでいく中で、広告物の在り方というのは、もう一遍ちゃんと議論してもよいのではないかなと。これは少し長期的な視点も含めて考えていく必要がある。なぜそういうことを申し上げるかということ、ものすごくデジタルサイネージのコスト、それからインクジェット式のシート広告というコストが下がっている、ものすごく安いんですね。ですので、最近、割と飲み屋街なんかだと、お店のメニューが何とか食べ放題とか、料理の写真がいっぱい出ているような広告物というのが、かつてのようなシンプルな広告じゃなくなっていて、もう本当にメニューがそのまま建物に張りついているようなもの、みたいなものが出てきているんですね。これは逗子市だけ例外になるわけではなくて、当然そのうちそういったものも出てくると思いますから、そういったものを含めて今現況どうなっているのか、そういったことをきちっと見るような作業が必要ではないかなというふうには思っていました。これは全国的な課題ですね。逗子市の場合はないかもしれませんが、他のところで景観計画の見直しの作業では、ソーラーの問題が出てきています。少し、もっと田舎のほうなので、メガソーラーができてきたときに、どういうふうにするのかみたいなことを検討していると思います。逗子市の場合は、それはなかなかない感じですかね。

【三澤課長】 メガソーラーはないですね。

【鈴木会長】 土地の値段が高いので、なかなか、それで回収できないので、そういうことはないとは思いますが。そんな課題は全国的には出ています。そういったところでしょうか。

【三澤課長】 屋外広告物については、特に我々も課題だと思っていますので、既存不適格ですとか、最近でもあるんですけど、やっぱり何件かやり直しをお願いしたりとかということとは

やっていますので、周知も含めて非常に課題だなと思っていますので、その辺はちょっと改善を模索している最中ということです。

【鈴木会長】 今日いろいろ御意見いただきましたので、それを少しまとめていただく形で、次回には今後の方向性みたいなことについての方針を、このメンバーで出していきたいというふうに思います。それでよろしいでしょうか。

【三澤課長】 脇村邸のサポーターの話もありましたけど、それに倣って実はまちづくり景観課でも景観サポーターを広報、ホームページで募集をかけていますので、今、2名の方に新規登録をいただいています。脇村邸には遠く及ばない、やっぱり施設が大きいのが残ってますけど、ぜひ市民委員の方も、もうすぐ任期終わりますけど、景観サポーターにぜひ登録していただき、ぜひ景観のほうも盛り上げていただきたいと思います。

【鈴木会長】 いろいろと御意見をいただきました。次回も引き続き議論していきますけれども、今後の景観行政の在り方について、次回までいろいろとアンテナを張ってですね、見ていただければというふうには思います。

一応これで本日の議題は終了となります。司会のほうを一旦事務局のほうにお返ししたいと思います。

【三澤課長】 本日はありがとうございました。次回は1月というアナウンスがありましたけど、日程調整は後日させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。